

第4号（突発的災害）

(1) 認定基準 次のいずれかに該当すること。

- ①法第二条第五項第四号に規定する経済産業大臣に指定された災害等（以下、「災害等」という。）が発生した後の最近1か月の売上高が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
- ②創業者等であって、災害等が発生する前に営業していた等により売上高を有していた者については、最近1か月の売上高が災害等が発生する直前の3か月間の月平均売上高に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が災害等が発生する直前の3か月間の売上高に比して20%以上減少することが見込まれること。
- ③創業者等であって、災害等が発生する前に営業していなかった等により売上高を有していなかった者については、最近1か月の売上高が災害等が発生した直後の3か月間の月平均売上高に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が災害等が発生した直後の3か月間の売上高に比して20%以上減少することが見込まれること。

(2) 必要書類

- ・認定申請書 1通
- ・売上高等一覧 1通
- ・直近1年分の確定申告書一式（法人の場合は決算書の別表1、法人事業概況説明書のみ）の写し（電子申告の場合は、メール詳細もしくは受信通知を添付）
- ・履歴事項全部証明書（法人のみ必要、写しも可、発行日から3か月以内のもの）
- ・申請書に記入した金額のわかるもの（月毎の売上げがわかる試算表、売上台帳等）

＜申請・問合せ先＞ 府中市生活環境部産業振興課商工係
T E L 042-335-4142 F A X 042-360-9370